

改正建築基準法学習会

4月1日より改正建築基準法が全面施行されました。改正箇所も多く、志摩地域においても建築確認申請が必要となる住宅の大規模リフォーム（大規模修繕・模様替え）などは、判断に悩むことも多いと思います。

現場で役立つ研修として改正建築基準法学習会を建築士会志摩支部と三重県建設労働組合と協働で開催します。参加をご希望の人は、**6月16日（月）まで**に電話またはメールにてお申し込みください。

と き 6月23日（月） 19：00～
ところ 阿児アリーナ 第一会議室
講師 志摩建設事務所
料金 無料
内容

- ・ 建築確認申請などが必要な範囲の拡大について
- ・ 増築などにおける適用範囲について
- ・ 大規模の修繕・模様替における適用範囲について
- ・ cpd 2 単位

申し込み・問い合わせ
三重県建築士会志摩支部（東原建築工房内）
TEL 0599-45-2911
Mail kigumie@gmail.com

